

播磨町からのお知らせ

障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）を
ご利用のみなさまへ 【個別サポート加算（I）のご案内】

障害児通所支援事業に関する制度の仕組みが、令和3年4月から改正されました。（この事業は、国によって、3年に一度見直しを行うこととされています。）

この制度改正により、新設された個別サポート加算（I）について、令和3年4月以降、以下のように取り扱います。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、これに伴う受給者証の変更については、更新に都度行うこととし、今回の変更による受給者証の再交付は行いません。

●「個別サポート加算（I）」が新設されます。

【目的】手厚い支援を必要とする児童に応じて、きめ細かく対応できるよう、一定の要件に該当する障害児を受け入れた場合に、児童ごとに異なる報酬を請求できる体系に見直されます。

※一回当たりに加算される利用者負担額は100円（100単位）になります。

※児童ごとに個別の職員を配置する制度ではありません。

【該当基準】

児童発達支援	「未就学児等サポート調査票」に基づき、日常生活の大半に介助や見守りが必要な場合、該当になります。
放課後等 デイサービス	「就学児サポート調査票」に基づき、対象となるかどうかを判断します。 なお、令和3年3月の時点ですでに受給者証の交付を受けている場合、以下のとおり読み替えます。 （令和3年度制度改正に伴う読み替え） ●指標該当有 ⇒ 個別サポート加算（I）該当

いずれも、令和3年4月以降に新規申請、更新申請のあった児童から、申請時に聞き取り、個別サポート加算（I）の該当の有無を確認し、受給者証に印字します。

注意

- ・受給者証に記載されている、一月当たりの利用者負担の上限額（0円、4,600円、37,200円）に変更はありません。
- ・この通知は播磨町から受給者証を交付している児童が対象です。）

播磨町役場 福祉グループ TEL 079-435-2361、2362
FAX 079-435-0831